

政府が離婚後の共同親権導入を検討しているのは、子どもにとってよりよい養育環境を整えるためだ。特別養子縁組の対象拡大や無戸籍者の解消などを含めて「子の利益」を最優先し、民法を現代の家族像に合った形へと改める方針だ。

(政治部 鈴木絵里奈、本文記事1面)

共同親権 検討

■ 孤立回避

「離婚を機に、育児を楽しむ生活を奪われるのは納得できない」

東京都に住む団体職員男性(43)はこう訴える。

男性によると2016年3月、妻が当時3歳の長女を連れ、家を飛び出した。突如、子どもと離ればなれの生活になったという。家庭内暴力(DV)もなく、離婚に納得がいけない男性は同年4月、家庭裁判所に調停を申し立てた。

月2回の面会が認められたものの、妻からは様々な理由で拒否され、長女と会えるのは月1回程度だ。「(長女は)会うたびに『パパに会えてうれしい』と言ってくる。夫婦共働きが当たり前になった今、離婚後も子どものために最大限の努力をするのは当然の責務だ」と語る。

日本は離婚後、父母のどちらかが親権者になる単独親権制度をとる。親権を持たない親と子どもの面会交

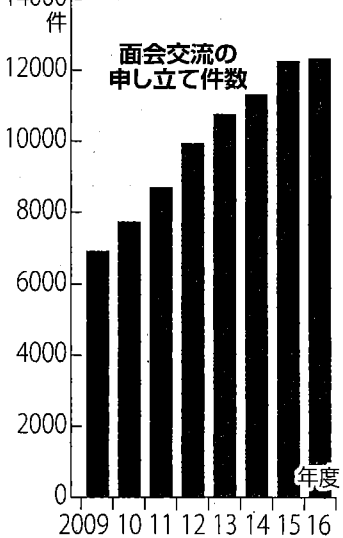


子の養育環境 最優先

◆ 単独親権と共同親権には、それぞれ一長一短がある

単独親権	共同親権
<ul style="list-style-type: none"> 一人の親のもとで、子どもが安定的な親子関係をつくれる 子育てに関する意思決定がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 長所 父母それぞれの視点を子どもの発育に生かせる 離婚後も父母が協力関係を築ける
<ul style="list-style-type: none"> 親権のない親は、子育てにほとんど関われない 離婚訴訟で子どもを奪い合い、父母が敵対しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 短所 子どもが父母の家を往来し、「二重生活」になりかねない 子育て方針について父母の意見が食い違うおそれがある

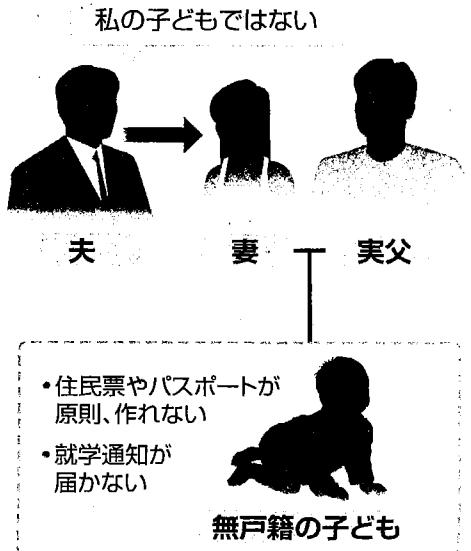
◆ 離婚後に子どもとの面会交流を求めている件数は増えている



流は制限されるケースもあり、子どもとの面会交流を求める家裁への調停申し立ては16年度で1万2341件に上っている。

親子関係の断絶は、子どもからのSOSの見逃しにもつながりかねない。東京都目黒区で3月、5歳の船戸結愛ちゃんが死亡

◆ 「嫡出否認」を訴えられるのは夫のみ



子どもの利益に関する民法改正では、「特別養子縁組」制度の議論が先行している。上川法相は6月、法制審議会(法相の諮問機関)に制度の見直しを諮問した。法制審への諮問は通常、2月と9月に行われるが、

児童虐待が社会問題化する中、「対策が急務」だとして前倒しした。

虐待や貧困などで実の親と暮らせない子どもが、血縁のない夫婦と親子になるのが特別養子縁組だ。法制審では、養子の対象年齢を

虐待防止 「二重生活」懸念も

した事件で、結愛ちゃんは親権を持つ実母や再婚した父親から虐待を受け、実母に「パパ、ママいらん」「前のパパがいい」と訴えていた。

実父が共同親権を持っていても結愛ちゃんの命を救えたかどうかはわからない

が、面会交流の機会があれば、子どもの「孤立」を回避できた可能性はある。

子どもは両親から愛情

を受けながら心身ともに健康に育つという科学的知見がある。養育費の支払いがスムーズになる利点も期待できる。

子どもが両親の間を行った

特別養子縁組 対象年齢引き上げ

嫡出否認 母・子も訴え可能に

原則6歳未満から引き上げ、縁組に必要な実親の同意の撤回を制限することなどを検討している。

背景には成立件数の伸び悩みがある。児童養護施設などで暮らし、保護を必要とする子どもは全国で約4万5000人(2017年)いるのに対し、特別養子縁組は年5000件程度にとどまっている。

法改正目指す

政府が昨年2月にまとめた調査では、制度上の理由で成立しなかった事例が298件あった。このうち6歳未満の対象年齢を超えたために縁組を断念したのは46件に上った。

政府は、小学校を卒業する「12歳」、民法上本人の意思が尊重される「15歳」を軸に対象年齢を引き上げる方向で、早ければ20年の国会提出を目指す。

親が出生届を出さず、戸籍に記載されない「無戸籍者」問題のハードルとなっているのも、民法上の規定だ。民法には「離婚後30日以内に生まれた子どもは元夫の子と推定」(嫡出推定)する条文があり、夫と別居中の女性が別の男性との間にもうけた子ども、夫の子として記載される。こうした事態を避けるため、親が出生届を出さない

無戸籍者になる。無戸籍者は住民票を取得できないため、本人名義で部屋を借りたり、銀行口座を開いたりすることが困難だ。

嫡出推定を覆す嫡出否認の訴えは、民法上、夫か元夫しか起こせないため、母や子も訴えられるようになる方向で法改正する見込み。法制審への諮問は来年となる方向だ。

余地を残す方向で検討を進めている。

16年の日本の離婚件数は21万6798件で、その約6割には子どもがいる。

村村政行・早大教授(家族法)は「離婚後も父母は親権を巡って争う『敵対』関係ではなく、『協働』関係であるべきだ。子どもが親権を中心とした発想の権利を中心とした発想へ転換するため、親子のあり方を根本から議論する必要がある」と話している。